

お知らせ info

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ 保険適用外となる施術にご注意ください

問 町民生活課 保険年金係 内線 2115・2116

柔道整復やあんま・マッサージ、はり・きゅうなどの施術は、保険適用外となる場合があるのでご注意ください。

柔道整復（整骨院・接骨院）

【医療保険が使える施術】

骨折、脱臼、打撲、ねんざ等（肉離れなどを含む）の場合

※骨折および脱臼のときは、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。

【医療保険の対象とならないものの例】

- 日常生活の疲れや肩こり、腰痛、筋肉疲労
- けがはないが、気持ちが良い等の疲労回復や慰安目的
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の治療
- 整形外科等、病院で治療中の部位

【医療保険を使うときの注意点】

- 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。



あんま・マッサージ、はり・きゅう

【医療保険が使える施術】

■あんま・マッサージ

筋麻痺、関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状がある場合

■はり・きゅう

神経痛、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、五十肩、リウマチ、頸腕症候群

【医療保険の対象とならないものの例】

- 疲れやコリをとるためや、気持ちが良い等の疲労回復や慰安目的
- 疾病予防のため

【医療保険を使うときの注意点】

- 医師の同意が必要です。また、継続して治療を受ける場合は、定期的に医師の同意を受けなければなりません。
- 往診にかかる費用（往療料）は、歩行不能・歩行困難など、通院ができない特別な事情がある場合に医療保険が使えます。
- ※施術所が遠い、交通の便が悪い等は医療保険の対象となりません。

お知らせ info

事業主の皆さんへ

令和2年度償却資産申告は1月31日までに！

問 町民生活課 資産評価係 内線 2125

会社や、個人で工場や商店などを経営している方が持っている償却資産（その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。）には、固定資産税が課税されます。例えば、ミシンを家庭用として使用している場合は、課税対象となりませんが、縫製工場等で事業用として使用している場合には、償却資産として課税対象となります。

なお、資産の異動がない場合についても申告は必要です。

申告期限

令和2年1月31日(金)

平成28年1月1日より「マイナンバー制度」が開始されました。個人番号または法人番号を償却資産申告書へご記入いただくようご協力ください。

なりすまし防止のため、個人番号の記載のある書類を提出する際には、本人確認と個人番号の確認が義務付けられています。

- ※本人確認：運転免許証等で確認します。
- ※番号確認：通知カード等で確認します。